

## 境港市外国人技能実習生等入国時滞在費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、境港市外国人技能実習生等入国時滞在費補助金（以下「本補助金」という。）の交付について、境港市補助金等交付規則（昭和33年境港市規則第10号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 本補助金は、外国人技能実習生等を受入れる市内事業者が水際対策に対応するため、外国人技能実習生等がホテル等に宿泊した場合の費用を補助することにより、感染症対策及び安定した事業継続を図ることを目的とする。

(定義)

第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 水際対策の対応 新型コロナウイルス感染症の影響により、日本への入国時の検疫において外国人技能実習生等に対して求められる対応のうち、当該入国の日の翌日から起算して政府が示す経過観察措置期間、ホテル等に待機することをいう。
- (2) 外国人技能実習生等 令和3年3月6日以後に日本に入国した日本国籍を有しない者であって、出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号。以下「法」という。）別表第1の2及び別表第1の5のうち別記に定める在留資格を有する者をいう。

(補助金の交付)

第4条 市は、第2条の目的の達成に資するため、別表の第1欄に掲げる補助対象者に対し、予算の範囲内で本補助金を交付する。

- 2 本補助金の額は、補助事業に要する別表の第2欄に掲げる経費（以下「補助対象経費」という。）の額に、同表の第3欄に定める率を乗じて得た額（同表の第3欄に定める額を限度とする。）以下とする。

(補助金の不交付)

第5条 補助対象者が次の各号に該当する場合、本補助金は交付しない。

- (1) 境港市暴力団排除条例（平成23年境港市条例第14号）第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員又はこれらの利益につながる活動を行い、若しくはこれらと密接な関係を有する者
- (2) 境港市税（納期限の到来しないものを除く。）の滞納がある者（ただし、境港市税条例（昭和30年境港町条例第6号）に定める新型コロナウイルス感染症等に係る徴収猶予の特例手続きにより、徴収猶予の許可を得ている場合を除く。）

(補助金の交付申請)

第6条 本補助金の交付を受けようとする補助対象者は、境港市外国人技能実習生等入国時滞在費補助金交付申請書（様式第1号）に、次の各号に掲げる書類を添えて令和4年3月22日までに市長に申請しなければならない。

- (1) 鳥取県外国人技能実習生等入国時滞在費補助金（以下「鳥取県補助金」という。）の交付があったこと、及びその金額を証する書類の写し
- (2) 補助対象者が鳥取県補助金の申請に添付した書類のうち、本補助金の申請に係るもの（鳥取県補助金の申請に添付した「外国人技能実習生等名簿」に本補助金の対象とならない者が含まれる場合は、本補助金の対象となる者のみを記載した名簿を添付するものとする。）
- (3) 役員等名簿（様式第2号）
- (4) 境港市税の納付状況調査同意書（様式第3号）
- (5) その他市長が必要と認める書類

- 2 本補助金の交付を受けようとする者は、鳥取県補助金の交付額に変更が生じた場合は、速やかに市長に届け出なければならない。

(交付決定)

第7条 本補助金の交付決定は、原則として、交付申請を受けた日から30日以内に行うものとする。

2 本補助金の交付決定通知は、境港市外国人技能実習生等入国時滞在費補助金交付決定通知書（様式第4号）によるものとする。

（補助金の交付請求）

第8条 本補助金の交付を受けようとする者は、前条の規定による交付決定通知書を受理した日から30日以内に、境港市外国人技能実習生等入国時滞在費補助金交付請求書（様式第5号）に交付決定通知書の写しを添えて市長に提出しなければならない。

（補助金の返還等）

第9条 市長は、本補助金の交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、本補助金の交付を取りやめ、又は既に交付した本補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

（1）鳥取県補助金の金額に減額があったとき。

（2）虚偽の方法によって本補助金の交付を受けたことが明らかになったとき。

（雑則）

第10条 この要綱に定めるもののほか、本補助金の交付について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年1月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

## 別記（第3条関係）

第3条第2号に定める在留資格は、次のとおりとする。

出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号。以下「法」という。）別表第1の2に定める下記の在留資格

高度専門職  
経営・管理  
法律・会計業務  
医療  
研究  
技術・人文知識・国際業務  
介護  
技能  
特定技能  
技能実習

法別表第1の5に定める特定活動のうち、法第7条第1項第2号の規定に基づき同法別表第1の5の表の下欄に掲げる活動を定める件（平成2年法務省告示第131号）16号、17号、20号から22号まで、27号から29号まで、若しくは32号の活動に従事する者

別表（第4条関係）

1 補助対象者	2 補助対象経費	3 補助金額
<p>境港市内に外国人技能実習生等の就労場所を有する事業者のうち、鳥取県が定める鳥取県外国人技能実習生等入国時滞在費補助金交付要綱に定める、鳥取県外国人技能実習生等入国時滞在費補助金の交付決定を受けた者。</p> <p>（事業者には、企業のほか、農林水産業者、個人事業主等を含む。）</p>	<p>水際対策への対応のために補助対象者が負担した令和3年3月6日以降の宿泊費（外国人技能実習生等に係るもの限り、出張に係るものは除く。）</p> <p>※消費税及び地方消費税は対象経費に含めない。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・補助対象経費の1/3</li> <li>・1事業所あたり5人を上限とする。</li> <li>・外国人技能実習生等1人につき1泊あたりの補助金額は2千円を上限額とする。</li> </ul> <p>（ただし、宿泊日数については、政府が示す経過観察措置期間を上限とする。）</p>

境港市長 様

申請者 住所（所在地）  
氏名（名 称）

## 境港市外国人技能実習生等入国時滞在費補助金交付申請書

年度境港市外国人技能実習生等入国時滞在費補助金について、次のとおり交付を受けたいので、境港市外国人技能実習生等入国時滞在費補助金交付要綱第 6 条の規定により申請します。

- 1 補助金の名称 境港市外国人技能実習生等入国時滞在費補助金
- 2 補助金交付申請額 円

対象経費等

1 泊 1 人あたり宿泊費（A）	円 ※消費税及び地方消費税は対象経費に含めない
1 泊 1 人あたり補助金額（B） （A×1/3）※1円未満切り捨て	円 ※補助上限額 2 千円を超える場合は 2 千円
泊数（C）	泊
人数（D）	人 ※1 事業所あたり 5 人を上限とする
補助対象経費（A×C×D）	円
補助金額（B×C×D）	円

## 3 事業者情報

法人名	
事業所名	
事業所住所	〒
担当者名	
連絡先（電話番号）	

## 4 添付書類

- (1) 鳥取県外国人技能実習生等入国時滞在費補助金の交付があったこと、及びその金額を証する書類の写し
- (2) 補助金対象者が鳥取県外国人技能実習生等入国時滞在費補助金の申請に添付した書類（第 4 条第 2 項に係る部分分かるもの）
- (3) 役員等名簿（様式第 2 号）
- (4) 境港市税の納付状況調査同意書（様式第 3 号）
- (5) その他市長が必要と認める書類

様式第2号（第6条関係）

役員等名簿

事業所名		
所在地		
役職名等	ふりがな 氏名	生年月日

備考

- 役員等（法人にあつては非常勤を含む役員、その他の団体にあつては法人の役員等と同様の責任を有する代表者、理事等、個人にあつては当該個人）の氏名、生年月日を記載してください。
- 提出にあつては、氏名、生年月日等の個人情報、境港市外国人技能実習生等入国時滞在費補助金交付要綱（以下「補助金交付要綱」という。）第5条第1号に該当するか否かの確認のために提供され利用されることについて、当該名簿に記載されている者の同意を取ってください。
- この名簿は、2に掲げる要件の確認のために使用し、それ以外の目的には使用しません。

年 月 日

補助金交付要綱第5条第1号に該当するか否かを確認するため、境港警察署へ照会されることに役員等を代表して同意します。

代表者職氏名

印

## 境港市税の納付状況調査同意書

境 港 市 長      様

年度境港市外国人技能実習生等入国時滞在費補助金を申請するにあたり、補助対象者名義及び代表者個人名義の境港市税の納付状況について境港市が調査し、その結果を交付決定に利用することに同意します。

【申 請 者】（本社・本店）

年    月    日

住所（所在地）	〒	印
氏名（名称）		

※ 記載上の注意

- 1 境港市に本店・支店・営業所等がある場合のみ提出
- 2 本書は、境港市外国人技能実習生等入国時滞在費補助金の交付決定のために使用し、それ以外の目的には使用しません。

様式第4号（第7条関係）

第 年 月 日

様

境港市長 印

年度境港市外国人技能実習生等入国時滞在費補助金交付決定通知書

年 月 日付で申請のあった境港市外国人技能実習生等入国時滞在費補助金（以下「本補助金」という。）については、境港市補助金等交付規則（昭和33年境港市規則第10号。以下「規則」という。）第6条第1項及び境港市外国人技能実習生等入国時滞在費補助金交付要綱（以下「補助金交付要綱」という。）の規定に基づき、下記のとおり交付することに決定したので、規則第7条第1項及び補助金交付要綱第7条の規定により通知します。

記

1 対象事業

本補助金の補助活動の内容は、申請書記載のとおりとする。

2 交付決定額等

本補助金の算定基準額及び交付決定額は、次のとおりとする。ただし、補助事業の内容が変更された場合におけるそれらの額については、別に通知するところによる。

- (1) 算定基準額 金 円  
(2) 交付決定額 金 円

3 補助規程の遵守

本補助金の收受及び使用、補助活動の遂行等に当たっては、規則及び補助金交付要綱の規定に従わなければならない。



様式第5号（第8条関係）

境港市外国人技能実習生等入国時滞在費補助金交付請求書

金 円

年 月 日付 第 号をもって交付決定のあった境港市外国人技能実習生等入国時滞在費補助金として、上記のとおり請求します。

年 月 日

住所（所在地）

氏名（名称）



境港市長 様

<振込口座>

金融機関名	振込口座
銀行 支店 信用金庫 支所 農協 出張所	普通 当座
口座名義人	(フリガナ)
	(漢字)

※交付決定通知書の写しを添付してください。